

議案番号	件 名																																			
提案課名	内 容																																			
議案第 108 号	特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																																			
人 事 課	三田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成 27 年 4 月からの市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議員報酬月額を改定する等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。																																			
<p>【改正趣旨】 三田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成 27 年 4 月 1 日からの（常勤の特別職である）市長、副市長、教育長及び市民病院事業管理者の給料月額並びに市議会議員の報酬月額をそれぞれ改正しようとするもの</p> <p>【内容】</p> <table border="0"> <tr> <td>市長の給料月額</td> <td>現行：945,000</td> <td>を</td> <td>982,000</td> <td>(37)</td> </tr> <tr> <td>副市長 〃</td> <td>現行：756,000</td> <td>を</td> <td>785,000</td> <td>(29)</td> </tr> <tr> <td>議長の報酬月額</td> <td>現行：623,000</td> <td>を</td> <td>636,000</td> <td>(13)</td> </tr> <tr> <td>副議長 〃</td> <td>現行：538,000</td> <td>を</td> <td>549,000</td> <td>(11)</td> </tr> <tr> <td>議員 〃</td> <td>現行：490,000</td> <td>を</td> <td>500,000</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>教育長の給料月額</td> <td>現行：661,000</td> <td>を</td> <td>687,000</td> <td>(26)</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者 〃</td> <td>現行：756,000</td> <td>を</td> <td>785,000</td> <td>(29)</td> </tr> </table> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日</p>		市長の給料月額	現行：945,000	を	982,000	(37)	副市長 〃	現行：756,000	を	785,000	(29)	議長の報酬月額	現行：623,000	を	636,000	(13)	副議長 〃	現行：538,000	を	549,000	(11)	議員 〃	現行：490,000	を	500,000	(10)	教育長の給料月額	現行：661,000	を	687,000	(26)	病院事業管理者 〃	現行：756,000	を	785,000	(29)
市長の給料月額	現行：945,000	を	982,000	(37)																																
副市長 〃	現行：756,000	を	785,000	(29)																																
議長の報酬月額	現行：623,000	を	636,000	(13)																																
副議長 〃	現行：538,000	を	549,000	(11)																																
議員 〃	現行：490,000	を	500,000	(10)																																
教育長の給料月額	現行：661,000	を	687,000	(26)																																
病院事業管理者 〃	現行：756,000	を	785,000	(29)																																